

広島県告示第七百号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条第一項の規定によつて、次の土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

令和八年六月十一日

広島県知事 横 田 美 香

- 一 急傾斜地崩壊危険区域の名称
戸谷地区

- 二 急傾斜地崩壊危険区域の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から十五号までを順次結んだ線及び標柱一号と十五号を結んだ線に囲まれた土地の区域。

山県郡		郡市・区	
北広島町		町	
戸谷		大字	
中之河 内		字	
中之河 内		地番	
中之河 内		標柱番号	
一八三番二二	標柱一一号	一〇八四三番一	標柱一〇号
一〇八四四番一	標柱九号	一〇八四五番二	標柱六号、七号及び八号
一〇八四六番二	標柱二号、三号、四号及び五号	一一五四番二	標柱一号
一八三番二二	標柱一一号	一一二二番六	標柱一三号
一一三二番二	標柱一二号	一一一六番一 地	標柱一四号
一一二二番六	標柱一三号	一一一六番一 先道路敷	標柱一四号
一一一六番一 地	標柱一四号	一一五二番一	標柱一五号